

決済用普通預金規定
決済用定期性総合口座取引規定

2022年6月1日改定
新潟信用金庫

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (決済用預金の定義)

この決済用預金は、預金保険法第51条の2に定められている「無利息、預金者がいつでも払戻しを請求できること、決済サービスを提供できること」の3条件を満たす預金であり、預金保険制度の全額保護の対象となります。

3. («決済用普通預金」・「決済用定期性総合口座(決済用普通預金)」取引)

(1) «決済用普通預金」・«決済用定期性総合口座(決済用普通預金)」は、第1条の決済用預金に該当します。決済用定期性総合口座の担保定期預金・担保定期積金は、決済用預金ではありませんので、預金保険制度の全額保護の対象とはなりません。

(2) 決済用普通預金・決済用定期性総合口座(決済用普通預金)の取扱いは、別途交付した普通預金規定および定期性総合口座取引規定を適用します。

ただし、利息の取扱いは決済用預金の要件を満たすために、第4条の取扱いとなります。

4. (預金利息)

(1) 決済用普通預金には利息は付されず、下記規定に基づく利息の組入れはありません。

*普通預金規定第7条(利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第3日曜日に、それぞれの期間(2月の場合は前年8月の第3日曜日から当年2月の第3土曜日まで、8月の場合は当年2月の第3日曜日から当年8月の第3土曜日まで)の利息金を店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) 決済用定期性総合口座(決済用普通預金)には利息は付されず、下記規定に基づく利息の組入れはありません。

*定期性総合口座取引規定第6条1項(預金利息の支払い)

普通預金の利息は、毎年2月と8月の第3日曜日に、普通預金に組入れます。

5. (変更)

(1) ご利用中の普通預金または普通預金(定期性総合口座)を決済用普通預金または決済用定期性総合口座(決済用普通預金)の取扱いに変更する場合は、次のとおりとします。

①未払利息の清算

未払いの普通預金利息がある場合は、毎年2月と8月の第3日曜日に利息を元本に組み入れた残高を決済用普通預金または決済用定期性総合口座(決済用普通預金)へ引き継ぎます。

②定期性総合口座の貸越金利息

貸越金利息がある場合は、取扱い変更時ではなく、毎年2月と8月の第3日曜日に、決済用普通預金または決済用定期性総合口座(決済用普通預金)から引落しまたは貸越元金に組入れます。

(2) 決済用普通預金または決済用定期性総合口座(決済用普通預金)から普通預金または普通預金(定期性総合口座)へ変更する場合は、変更日以降は有利息の預金となり、利息は毎年2月と8月の第3日曜日に、普通預金に組入れます。

6. (手数料の取扱)

(1) 未利用口座管理手数料

①未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。

②この預金は、別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。

③この預金が未利用口座となりかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。

④この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。

⑤一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

⑥解約された口座の再利用はできません。

(2) その他手数料

①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。

②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかつた場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

7. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相応の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上